多文ス購第2号　星ケ台テニスコート等備品購入

仕様書

|  |  |
| --- | --- |
| １ 事業番号 | 多文ス購第2号 |
| ２ 事業名 | 星ケ台テニスコート等備品購入 |
| ３ 購入品目 | 別紙内訳書のとおり |
| ４ 納入場所 | 星ケ台管理棟（多治見市星ケ台３丁目地内）  ※令和７年７月供用開始 |
| ５ 納入期限 | 令和７年６月27日（金） |
| ６ 納入 | 1. 物品は、担当者が指示した時期（予定：令和７年６月19日（月）～25日（水））に、星ケ台管理棟内の指定の場所に納入すること。 2. 物品の使用方法、注意事項等について担当者に説明すること。 3. 納入の際は、納品場所において担当者立会いのもと調整を行うこと。また、調整に際して物品及び施設に損傷を与えないように注意すること。 4. ３ｘ３バスケットコートの防護マットは設置まで行うこと。 5. 受注者の責任において清掃および包装残材の始末を行うこと。 6. 排出された廃棄物は、再利用を基本として、適正に処理・処分すること。 7. 検収までは、物品の管理責任は受注者が負うものとする。 8. 移動・輸送にあたっては、合理化・効率化を図るとともに、低公害型の手段を用いること。 |
| ７ 検収 | 1. 検収は物品が納入された後、係員が立会いのうえ行う。 2. 検収の結果、不備な点がある場合には直ちに補修・取替えを行い、再検収を受けること。 |
| ８ 保証 | 製品の不良等に起因する故障に対しては受注者が直ちに補修・取替えを行い、検収後１年間は保証の義務を負うものとする。ただし、保証書の定める期間が１年以上の場合は、保証書の期間とする。 |
| ９ 妨害又は不当要求に対する通報義務 | 1. 受注者は契約の履行にあたり、暴力団または暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして、合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合、又は契約の適正な履行を妨害された場合は、警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも拘らず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。 2. 受注者は、暴力団または暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了する事ができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。 |
| 10 その他 | 1. 事業の遂行にあたっては、往来する市民、公共の交通への安全に十分に注意すること。 2. 納品完了後は、納品写真１部を文化スポーツ課に提出すること。 |